3. 独立して「タオルの虫」となる

人の縁あってのタオルづくり

1953年、新興織物でタオルと向かい合う日々を過ごしていくうちに、以前は内燃機関や造船の部品、ドビー機の設計・製作を手がけていた吉井久氏は、すっかりタオル製織に精通した技術者になっていた。その一方で、原料となる綿花や綿糸、織物設計についての知識は皆無に等しかった。当時は、織物やタオルについての書籍はほとんどなく、先輩や加工業者に直接聞く以外に手段はなかった。幸いにも、新興織物には京都繊維工芸大学出身の諏訪孝一氏がおり、多くの知識を得られたことは大きな収穫となった。

そんな折、タオルの生産過剰から不況に陥り大手タオルメーカーの倒産などが発生したため、政府は 1954 年に「タオル製造業生産設備制限規則」および「未登録タオル織機設備制限規則」を制定した。「タオル製造業生産設備制限規則」は、生産過剰による生産・設備統制を目的に、①織機の登録、②織機の新増設禁止、③生産量の制限、④アウトサイダーの規制をおもな内容とした。一方の「未登録タオル織機設備制限規則」は、文字どおり未登録のタオル織機を制限規則」は、文字どおり未登録のタオル織機を制限対して、①未登録織機設置の禁止、②20 日以内に未登録織機を申請・認可をうけることを定めた法律であった。つづいて、1955 年には「タオル生産制限規則」が施行され、生産・設備統制の強化を目的に、①封緘の実施、②使用原糸量の制限と譲渡の禁止、③受検の義務、④引渡の制限が定められた。

ー連の規制公布と前後して、新興織物では増設を計画しており、 矢原鉄工に最新型のタオル織機(76 インチ 4 丁戸)6 台を発注した。価格は、 $(2,500\ PP/ 1)$ 0 インチ×76 インチ (4) 1 機機本体]+20,000 円[杼替装置])×6 台=1,260,000 円にも上った。ちなみに、吉井 氏が愛媛鋳工に勤めていたときの給料は日給 220 円、新興織物に 就職したときは日給 150 円、退職時には日給 500 円であったこと を考えると、当時の新型自動織機 1 台の値段が相当高価であったことがわかる。また、設備制限があるなかで権利の取得にかかるコストは、新型の場合 1 インチ当たり約 2,000~2,500 円で、中古品では新型の 7 割程度で取得できた。

「中小企業団体の組織に関する法律」(団体法)が施行された1958年になると、タオル織機の設備制限はさらに厳しさを増した。新興織物ではすでに70台のタオル織機が登録されていたが、上記の一連の法律によってこれ以上の設備拡大は容易なものではななった。これが契機となり、新興織物にいた若い技術者たちが独立していった。そのうちのひとりに吉井氏もいた。新興織物で積んだ知識と技術と経験を武器に1956年頃から独立を考えはじめ、まず母親や友人など身近な人たちに相談した。友人は賛成したが、母親は、「人を雇う事業はするな」「人に迷惑をかける仕事はするな」と言って、反対した。なぜなら、父親がはじめた菊間瓦の事業をたたんだときの苦い経験があったからであろう。しかし、時間はかかったが、最後には賛同してくれた。そして1957年、タオルの「いろは」を学んだ新興織物を退職し、独立した。

独立する直前の 1956 年から吉井氏は、20 台ほどの織機が設置できる鋸歯屋根工場を建設し、満を持して 1957年3月に吉井タオル工場を創業した(表 1)。工場には、矢原鉄工が製作した 80 インチ織機 2 台と新興織物から譲りうけた中古織機 2 台、合計 4 台の織機が設置された。独立直後は、古巣の人的ネットワークから新興織物の下請をしながら、新興織物の社長の要請で新興織物にも手伝いにいっていた。その後、新興織物のタオル生産が安定したため、吉井タオル工場の事業に本腰を入れてとり組みはじめ、タオル織機6台を増設した。

表1 吉井タオル株式会社沿革史

年次	内容
1957	吉井久氏が吉井タオル工場を創業
1967	吉井タオル株式会社に改組
1974	資本金1000万円に増資
1975	周桑郡(現・西条市)丹原町に新工場を建設 第一期工事完成に際し、世界最新鋭のスルーザー織機(革新織機)および準備機械(ワイン ダーおよび整経機)を導入
1977	業務拡大にともないスルーザー織機を増設
1978	周桑郡丹原町に撚糸工場を新設し、ダブルツイスターおよび合糸機を導入(撚糸手法の改善 と作業環境の改善を図る)
1979	本社社屋新築工事完成 第一次コンピュータシステムを導入 丹原工場第二期工事が完成し、スルーザー織機を増設
1980	業務拡大にともないスルーザー織機を増設
1983	資本金3000万円に増資
1985	本社工場を新築移転 レピア織機を導入し、開発部門を強化
1986	第二次コンピュータシステムを導入 最新鋭大型コンピュータを導入し、新システムの開発計画を始動
1987	丹原工場第三期工事の完成にともない、スルーザー織機増設、空調設備並びに糊付設備(サイジング)を導入
1990	本社に検査・仕上工場を新築移転
1992	東予市にワイ(Y)グループ協同組合を設立
1993	丹原工場に原糸・加工糸・織布保管のための自動倉庫を建築
1999	二代目吉井智己氏が代表取締役に就任
2001	国際環境規格ISO14001:1996を認証取得
2002	ワイ(Y)グループ協同組合(染色)ISO14001:1996を認証取得

出典: 吉井久氏提供資料「会社経歴書」、吉井タオル㈱パンフレット。

吉井氏は、新興織物の下請を脱して他のタオルメーカーとの取引をスタートさせた。まず、矢原鉄工の紹介で、1959年から当時準備(染晒)工程と製織工程を自社でおこなっていた東洋紡績系列の恵比寿タオル工業㈱と取引をおこなった。恵比寿タオルは、東洋紡績の綿糸を使ったカラータオルを生産していたタオルメーカーである。しかし、恵比寿タオルは、自社工場を増設して委託生産をしなくなったため、1年半ほどで取引は終了した。代わりにおなじ東洋

紡績系列の愛媛タオル㈱を紹介してもらい、1960年から愛媛タオルの下請として新たな取引がはじまった。愛媛タオルからの発注は、ジャカード機とドビー機をフル回転しても間に合わないほど大規模なものだった。 吉井氏は、矢原鉄工の織機6台を増設したがそれでも対応しきれず、空調を完備した新工場を建設して、85 インチの遠州スーパーローダー自動織機(ジャカード機)6台を設置し増産体制に入ろうとした。

そうした矢先の 1964 年、思いもよらぬ事態が発生した。愛媛タオルが倒産してしまったのだ。途方にくれる間もなく、経営者としてつぎの手を打つ必要があった。下請の経営は健全でも親会社がこけると共倒れになる。この理不尽を経験して、吉井氏はひとつの決断をする。技術を武器に下請から脱出することである。

脱下請を目指して経営を再建しようとしたが、さっそく大きな壁にぶつかった。タオルの原料となる糸が手に入らないのだ。 吉井タオル工場では、東洋綿花㈱ から糸を購入してタオルを生産していたが、親会社が倒れると下請には糸を直接売ってくれなかった。そんな状況をみて手を差し伸べてくれたのが、当時四国タオル工業組合の理事長で今井タオル㈱の社長であった今井茂樹氏であった。今井氏は、さっそく吉井氏のために今井タオルで糸を買入れてくれた。そして吉井氏は、手形の裏に捺印をして、その都度今井タオルへ持参した。

新たな取引先もみつかった。今治の老舗タオルメーカーである桃 太郎浴巾と東洋紡績の子会社でタオル問屋の新興産業㈱である。桃 太郎浴巾はタオルケットを主力商品とするメーカーで、同社の下請 として吉井タオルエ場でも広幅タオルの生産を開始した。また、新 興産業が扱っていた東洋紡ダイヤタオルの生産を吉井タオルエ場で 引き継ぐことになった。そのために 1965 年には 6 台のジャカード 機と整経機を増設し、なんとか会社の危機を乗り越えることができ た。

吉井氏は、脱下請を目指して新たに取引先を獲得したあたりから

糸に非常に興味をもちはじめ、糸にこだわった新製品の開発もおこなった。製品の質にとことんこだわる現在の吉井タオルの原型はここにある。日清紡績㈱の本田博之氏の紹介により、伊藤忠商事㈱が取引していた日清紡績のロイヤルコマー80/2、60/2、40/1などのタオル用綿糸を使用して、裏ガーゼタオルやベビー用タオル製御包みを試作した。この製品は、神戸に本店を置くベビー用品専門店の㈱キムラタンが興味を示し、店頭でとり扱うようになった。1966年頃のことである。

吉井タオル工場は、1967年に株式会社に改組し吉井タオル㈱となり、吉井氏は代表取締役社長に就任した。吉井氏の素材へのこだわりはますます高まりをみせ、吉井タオルは高価であっても同業他社よりも質の高いタオルをつくるというスタンスをとり、この姿勢はいまでもつづいている。

吉井氏は、独立してから一人前のタオルメーカーとして成長するまでの時期を、人に助けられながら人の縁によって生かされた時間だった、としみじみ振り返る。人の縁あってのタオルづくりであり、これらの人びとをとおしてタオルづくりの面白さを学んだ。(次号につづく)

